

令和3年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和3年10月8日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時38分

場 所 第9委員会室

出席委員 木下博信委員長

萩原一寿副委員長

阿左美健司委員、宮崎吾一委員、新井一徳委員、高橋政雄委員、

齊藤正明委員、柿沼貴志委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、

守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

金子勉県土整備部副部長、武澤安彦県土整備政策課長、

小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長

藤間達之用地課長、坂田竜也道路街路課副課長、相原秀行道路環境課長、

水草浩一参事兼河川砂防課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、

鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

細田隆田園都市づくり課長、辻幸二公園スタジアム課長、

若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、松井直行営繕課長、

大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、海老原正明下水道局長、

松塚研一下水道管理課長、岸田秀参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第107号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）のうち県土整備部関係	原案可決
第110号	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第117号	訴えの提起について	原案可決

2 請願

なし

- 3 所管事務調査
インクルーシブ公園の整備について

- 4 報告事項（都市整備部及び下水道局）
埼玉県住生活基本計画ほか2計画の見直しについて

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

阿左美委員

- 1 歩道整備、交差点改良の箇所の指定はどのように設定したのか。
- 2 9月定例会の補正予算なので、これから設計、入札、着工など年度末まで時間がないと考えるが、実際の執行上に不都合は生じないか。
- 3 繰越明許費が61億8,000万円と多く設定されているが、この9月定例会という時期に設定する理由は何か。
- 4 繰越明許費の設定は、発注や施工の平準化につながるものと考えているが、どのような効果があるのか。
- 5 9月定例会で61億8,000万円の繰越明許費を設定したことにより、12月定例会での繰越明許費の設定が例年と変化することはあるか。

道路街路課副課長

- 1 交付金事業は、国から採択を受けている交付金の計画に位置付けられた箇所の中から選定することになる。今回の補正ではこの計画に位置付けられた箇所の中から、工事着手可能な箇所や用地買収が可能な箇所など、より早期に効果を発揮できる箇所を選定している。

県土整備政策課長

- 2 当初予算では設計のみにとどまっていた事業について、設計が完了次第、年度内の工事の実施が可能になる。今回の補正により事業量が増加するので工事の発注に当たっては、発注規模を拡大し工事件数が多くならないように工夫をする。また、用地取得ではこれまで対応できなかった用地の買取り要望に対応することが可能になる。事業の増加に伴いマンパワーが必要になるので、職員だけでなく地元の協力を得ながら効率的な業務執行を行っていく。
- 3 この時期に繰越明許費を設定する主な理由は、関係機関との協議や支障物件の移設等による地権者や地元住民との調整などに日数を要したことで、年度内の完了が困難となったことが大きな要因である。不測の事象が発生したことにより発注や進捗に遅れが生じた事業については、年度をまたいだ工期設定を行うなど適正な工期を確保できるようになるため、早期の繰越設定が望ましいと考えている。9月定例会での早期繰越の設定は昨年度から設定している。今年度は各事業をより丁寧に確認し、適正な工期設定が必要な事業について前倒して繰越設定をするものである。

建設管理課長

- 4 令和元年6月に成立した新・担い手3法において、適正な工期の設定は発注者の責務として規定されている。繰越明許費の設定は、不測の事象が発生したことにより年度内に完成できないと見込まれる事業において、適正な工期を確保するために設定するものである。公共事業の工事稼働件数は年度当初に減少する傾向にあるが、繰越しを一定規模設定することで、翌年度の第1四半期の工事稼働件数が確保され施工時期の平準化に

資する取組でもある。ただし、今回の早期繰越の設定は従来 12 月定例会と 2 月定例会で行っていた設定を前倒して行うものであり、全体の繰越設定額の増加にはならない。

県土整備政策課長

5 12 月定例会での繰越明許費はこれから設定するため現時点では不明だが、例年 2 月定例会での補正予算における繰越設定が最も多くなっている。適正な工期設定の確保が必要な事業については、9 月及び 12 月定例会において早期の繰越設定を行うことが必要であると考えている。今後、事業の進捗を踏まえ繰越しが必要な箇所について設定したいと考えている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

宮崎委員

- 1 第110号議案について、今回の改正により浸水等のリスクがある地域だけでなく、地盤に関わる災害リスクがある土地も市街化調整区域の開発許可などができる地域から外れることになる。一方で市町村によっては水も地盤もリスクがある地域が除外となると、制限がされ過ぎて予定されていた施策の展開が困難になる地域も生まれるのではないかと危惧しているが、どうか。その場合には何らかの例外規定や救済の道はあるのか。
- 2 浸水想定区域の一部を追加することだが、この区域は住民が容易に判断できるようになっているのか。
- 3 将来的な防災対策の進展により、浸水想定区域の一部を判断する基準の変更はあり得るのか。
- 4 第117号議案について、訴訟対象者に対してはいつから明渡し要求を行っているのか。
- 5 県営住宅名義人の地位承継が不可能になってからの家賃は、何の根拠に位置付けて請求、支払いが行われているのか。
- 6 県営住宅入居者の死亡の確認は、単身の死亡の場合も含めてどのように行っているのか。

都市計画課長

- 1 今回の改正により、市街化調整区域での開発許可等が厳格化されることから、市町村における施策の展開が困難となる事例が生まれる可能性はゼロではない。ただし、改正に併せて国から発出された技術的助言においては、地域の実情も考慮した上で見直す旨が示されており、例外的な内容が二つ規定されている。一つは、社会経済活動の継続が困難になるなど、地域の実情に照らしやむを得ないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可ができる区域に災害リスクのある土地を含んだままとすることができる旨が示されている。もう一つは、個別の開発許可に対しての救済規定として、安全上及び避難上の対策が講じられたものについては、開発審査会を経て許可できる旨が示されている。市町村において、これらの規定が適用できる場合は、引き続き施策を展開することも可能性としてあり得るものと考えている。
- 2 浸水想定区域の一部とは浸水想定区域のうち、洪水が発生した場合に建物の倒壊、浸水により、住民等の人命に危害が生じるおそれがあると開発許可権者が判断した区域となる。こうした災害上のリスクがある区域の範囲については、想定浸水深が3.0メートル以上の区域を目安にするよう国の技術的助言で示されているところである。どこが想定浸水深3.0メートル以上の区域であるかは、各市町村が災害ハザードマップで広く住民に周知しており、住民がそれを見ることによって容易に判断できるようになっている。また、国土地理院のホームページに掲載されている「重ねるハザードマップ」でも確認できる。地図画面上にカーソルを合わせることでピンポイントで想定浸水深を容易に知ることができる。
- 3 今回の改正は、災害リスクの高いエリアでの開発を抑制し、住民等の安全確保を図るものである。浸水想定区域においては、家屋の2階床面高を考慮して、垂直避難による安全確保が困難となる高さとして3.0メートルを災害リスクがある地域の基準として目安とするよう国の技術的助言などでも示されている。防災対策の進展で、このような

住民の生命、身体を守るために定められる基準が変更される可能性は少ないと思われるが、治水事業などの防災対策が進むことにより、災害ハザードエリア自体が解消されていくことはあり得るので、それに向けて県としても努力していきたい。

住宅課長

- 4 名義人の死亡が発覚したのが本年2月22日である。それ以降、電話や直接の訪問、文書により20回以上にわたって住宅を明け渡すよう求めてきた。しかし、退去する見込みがないことから6月30日に明渡し請求書を送達した。
- 5 名義人が死亡した後は不正入居となるので、家賃ではなく損害賠償金となる。本件については、民法に基づく不法行為による損害賠償を求めている。
- 6 家族が亡くなった場合は同居人からの報告が一般的である。また、単身者が亡くなった場合は別居の家族、連帯保証人、近隣住民からの報告が一般的である。

宮崎委員

県営住宅に入居している単身者が亡くなった場合は、埼玉県住宅供給公社が確認しないのか。

住宅課長

県営住宅は現在27,000戸ほどあるため、一軒一軒名義人が亡くなっているかの確認はしていない。

守屋委員

- 1 第110号議案について、都市計画法施行令第29号の九各号の対象となる区域のうち県が開発許可を所管している市町村はどのくらいあるのか。
- 2 土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定がされると、危険の周知や警戒避難体制の整備がどのように行われるのかが重要となるが、区域除外を適切にしっかり進めていくことはできるのか。
- 3 第117号議案について、訴訟対象者は家賃を滞納して収入が減少していた可能性が十分にあったと思うが、生活の実態の把握はどのように行ってきたのか。

都市計画課長

- 1 県が開発権限を有しており、今回の改正の対象である市街化調整区域を有する町は、越生町と鳩山町の2町である。災害ハザードエリアの指定状況であるが、越生町には、土砂災害警戒区域が146か所、その内数として土砂災害特別警戒区域が124か所存在する。鳩山町には、急傾斜地崩壊危険区域が2か所、土砂災害警戒区域が24か所、その内数として土砂災害特別警戒区域が同数の24か所、想定浸水深が3.0メートル以上となる浸水想定区域が越辺川沿いに存在する。
- 2 警戒避難体制の構築には、土砂災害警戒区域を指定する者、開発許可ができる区域を指定する者、開発許可をする者が意識や情報を共有することが重要であるという観点から答えさせていただく。越生町と鳩山町の場合、市街化調整区域における開発可能区域の災害ハザードエリアからの除外については、2町が県と協議して除外区域を決め、その案を県に申請することになる。県では、申請された案について規制区域を所管する部局への照会確認等を行い、除外区域を確定するため、意思疎通や整合は図られている。また、個々の開発許可申請については2町がまず内容を調査し、その後県に進達され許

可をする。その進達の前には関係機関に照会や内容確認を行うなど、県と町で二重にチェックを行い適正な許可となるよう努めている。

住宅課長

3 当該世帯の家賃は滞納なく口座から引き落とされ、その他の問題もなかったため、管理サイドとしては積極的に状況を確認するものではなかった。不正入居が発覚した前後も、家賃は口座から引き落とされており、家賃から損害賠償金に取扱いが変わった時点でも、口座から引き落としをしていた。

守屋委員

訴訟対象者は滞納があったとも聞いている。また、県営住宅を退去してもほかのところで暮らせる状況にすることが大事だと思うが、県はどのように対応してきたのか。

住宅課長

訴訟対象者の滞納状況だが、損害賠償金が110万円強の請求に対して700,000万円ほどの入金があり、現在未納額が420,000円程度と把握している。訴訟対象者は無職で福祉分野の支援が必要と認識している。明渡しを求めるとともに、福祉サイドの支援が得られるように、住宅供給公社の職員も町役場に同行するなど支援を行っている。

守屋委員

住宅供給公社には、県営住宅の入居者に対する丁寧な対応を行ってほしいと思うが、いかがか。

住宅課長

不正入居者等に対しては公営住宅の入居制度の秩序を維持するためにも厳格な運用が必要と考える。一方、支援が必要な入居者には丁寧に対応するよう、住宅供給公社に対しては今後も引き続き指導していく。

柿沼委員

県営住宅の不正入居発覚後、家賃から損害賠償金になっても口座から引き落としされていると答弁があったが、何を引き落としていたのかについて教えてほしい。

住宅課長

令和3年2月までは家賃として所定額を引き落とすとした。それ以降は、名義人が亡くなったときに遡り、損害賠償金として近傍同種家賃を請求し、その金額を納入してもらっている。

【所管事務に関する質問（インクルーシブ公園の整備について）】

宮崎委員

都市整備部は県営都市公園においてユニバーサルデザインに基づいた公園づくりとして、トイレや駐車場において障害を持った方やお年寄り、ハンディキャップを持った方に対しても使いやすい公園づくりを進めてきている。国土交通省のユニバーサルデザインを用いた公園づくりという規程に沿って進めていることが認められるが、その規程の中には、遊具に関してユニバーサルデザインに基づいた公園づくりということが抜けている。是非とも、インクルーシブ公園、みんなが楽しめる公園として、ハンディキャップを持った方や高齢の方が使える遊具を整備した公園の整備について質問する。現状の県の進捗状況としてはどのようになっているのか。

公園スタジアム課長

県はこれまでユニバーサルデザインの視点を取り入れて誰もが使いやすい公園づくりを進めてきた。今後、更にインクルーシブの考え方を取り入れることは必要な視点だと考えている。現在の状況は、これまでにインクルーシブ公園の整備状況や利用状況、導入に当たった課題などの調査を行ってきた。その調査として、東京都の砧公園などインクルーシブの考えを取り入れた遊具広場を整備した事例などについて、職員による現地調査を行っている。この公園では、障害がある子もいない子も共に遊具を楽しめるように専用の遊具が設けられているとともに、転んでも怪我をしないようにゴムチップ舗装となっていた。また、インクルーシブ遊具の販売を行っているメーカーとも意見交換を行って、最新のインクルーシブ遊具の情報やほかの設置事例などの情報の把握に努めている。

宮崎委員

県外では東京都、神奈川県、千葉県、宮崎県などが設置に向けて動き出している。県内市町村でもさいたま市が整備の検討を始めているということを知っている。具体的に県として、インクルーシブ遊具に関しての設置についてどのように考えているのか。また、県内市町村から設置が必要だと声が上がった場合、県としてどのように支援をする考えなのか。

公園スタジアム課長

今後の整備に向けては、既存の遊具の老朽化に伴う更新時期がインクルーシブ遊具の設置を行う機会であると考えている。このため、まずは更新時期を迎える遊具のある公園の中で、利用状況を踏まえ、適地の選定や施設の配置計画などを進めていきたいと考えている。また、市町村への支援については、インクルーシブの概念を取り入れた公園の事例は、まだ全国的に少ない状況であるため、県としては、希望する市町村の相談があった場合は、先進事例の情報提供や、整備が効果的かつ効率的に推進されるよう技術的な支援を行っていく。また、インクルーシブの概念を普及させるため、県内市町村と組織している埼玉県都市公園整備促進協議会などの場を捉えて研修による情報提供などを行っていきたいと考えている。

宮崎委員

是非とも促進していただきたい。（要望）